

大阪市では



公園猫 サポーター制度

適正管理推進

を実施しています

- 飼い主のいない猫が繁殖している
- 身勝手なエサやりになっている
- 猫の糞や食べ残しのエサで公園が汚くなる

ご近所や身近な公園で
猫の問題が起きていませんか？

- 放っておくと、猫は公園でどんどん繁殖し、数が増えていきます。
- エサやりを禁止しても、一時的、定期的にはエサを与える人は後を絶ちません。
- エサを与えなくても、猫はテリトリー意識が強く、公園から離れようとしません。

そこで大阪市は、

「公園猫適正管理推進サポーター制度」

を平成23年4月1日から実施しています

この制度は、

公園の環境保全と動物愛護の推進を図るため、市民の皆様と行政との協働で取り組むものです。

- 公園の猫に避妊去勢手術を行ない、猫の繁殖を防止します。
- 一代限りとなった猫にルールに従った給餌を行い、少しずつ猫の数を減らします。
- 後始末、周辺清掃を行い、公園の環境美化活動を行ないます。

ご理解とご協力をおねがいします。

【公園猫適正管理推進サポーターに登録していただくには】

- 健康局の「所有者不明ねこ適正管理推進事業」の地区指定を受けていただきます（原則）。
- 避妊去勢手術、適正給餌（置き餌をしない等）、周辺美化に熱意のある3名以上の方がが必要です。
- 面接や研修を受けて頂く必要があります。
- 地域の方の理解を得て、地域、行政、サポーターの協働による取り組みを進めます。

詳しくは、建設局 公園緑化部 調整課（電話：06-6469-3819）

もしくは各公園事務所にお問い合わせください。

（H30.4）



Q1 「公園猫適正管理推進サポーター制度」とは、公園で猫にエサをあげてもいいという制度ですか。

A1 エサを与えることを目的とした制度ではありません。公園の猫を適正に管理し、トラブルを軽減しながら、少しずつ、猫の数を減らしていく制度です。
サポーターは、避妊去勢手術をして猫の繁殖を防止し、一代限りの命となった猫を管理します。都市環境の維持と動物愛護の両面から取り組みを進めていきます。

Q2 サポーター制度が適用されると、猫がいなくなるのですか。

A2 避妊去勢手術により、猫は一代限りとなります。飼い主のいない猫は4～5年の寿命があると言われており、すぐに猫がいなくなるわけではありませんがそれ以上数を増やさないようにして、一代限りの命を全うさせ、少しずつ数を減らします。その間、サポーターが中心となりトラブル防止のための適正な管理を行います。市民の皆様と協働で飼い主のいない猫対策を行います。ご理解とご協力、ご参加をお願いいたします。

市民の皆様のご協力が必要です

猫のトラブルを防止するために

餌の放置はおやめください

公園で猫に餌を与えてそのまま放置すると公園が汚損されるだけでなく、新たな猫が流入し、繁殖により不幸な猫が増えます。猫に餌を与える場合は、必ず食べ終わるまでその場で見守り、食べ終わったあとは、後始末をしてください。継続してされる場合は、公園猫適正管理推進サポーターへの登録をご検討ください。避妊去勢手術もお願いします。

捨て猫は犯罪です

動物愛護管理法では、「愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する」とされており、捨て猫は犯罪です。公園などで捨て猫等の犯罪が行われることがないようにご協力ください。

庭猫への給餌も猫が増える原因です

庭猫（家の敷地内に入ってくる飼い主のいない猫）への給餌も猫が増える原因です。公園や道路など目立つところだけでなく、庭猫への給餌も避妊去勢手術などの管理をしないままに行くと猫が繁殖する原因となります。庭猫への給餌は目立たず、原因不明な猫の繁殖の原因となることがあります。みだりに（避妊去勢手術の実施や1匹1匹の管理を行わずに）庭猫に餌を与えることはお控えください。

飼い猫にも避妊去勢手術や完全室内飼育を

放し飼いの猫が妊娠したり、他で繁殖の原因となったりすることがあります。また、放し飼いの猫によるトラブルが起こることもあります。家庭で猫を飼育している方は、望まれない出産を抑制することや猫のストレスを軽減するためにも、飼い猫にも避妊去勢手術を行い、完全室内飼育をお願いします。